

# みんなの人権

みなさんも一緒に考えませんか

## 【問い合わせ先】

役場人権推進室（総務課内）

☎963-1730（直）

## 公正な採用選考とは

### 職業選択の自由とは

就職は私たちの人生を左右する大きな節目のひとつです。現在、私たちは、就きたい

仕事を選んで応募することができるようにになりました。しかし、過去には長い間、国籍や性別などで求人制限することが問題とされてきました。また、選考の過程で、家柄や家庭環境などが問題とされることがめずらしくありませんでした。これらは、日本国憲法第22条で保障されている「職業選択の自由」を侵害する大きな人権問題です。「職業選択の自由」とは、誰でも自由に自分の適性や能力に応じて職業を選べるということです。

### 公正な採用選考のために

公正な採用選考とは、性別や国籍、障がいの有無、家柄や出自などに関わらず、「仕事をする能力、適性によっての

み採否を決定する」ということです。応募者の適性と能力に関係のないことを質問したり、身元調査を行ったりする事例が報告されています。就職差別をなくし、就職の機会均等を図り、働きやすい職場環境をつくっていかねばなりません。

### 雇用主が公正な採用選考を行うための基本

#### 応募者に広く門戸を開くこと

求人情報に合致するすべての人が応募できるようにすること

#### 応募者の適性や能力のみを基準とする

応募者が、求人職種の職務遂行上、必要な適性や能力を持っているかという基準で採用選考を行うこと（本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項を採用基準にしない）

## 町内企業・事業主のみなさまへ

町内の各企業・事業所において町が推進する人権施策への理解を深め、研修などを通して公正な採用や組織内のさまざまな人権課題に対して適切に対応し、一人ひとりが大切にされる、人にあたたかい事業所となるために「新宮町企業内人権・同和問題研修推進会議」が組織されています。

現在、町内の事業所29社が加入しています。人権に関する活動の趣旨をご理解いただき、ぜひご入会ください。

## 「公正な採用選考」をテーマにした講演会を開催します

日時 7月7日（金）午後4時～5時

場所 そぴあしんぐう

内容 「公正な採用選考と人権問題について」

申込締切日時 7月6日（木）午後5時

※企業内人権・同和問題研修推進会議会員は申込不要です。

申込・問い合わせ先 新宮町企業内人権・同和問題研修推進会議事務局（役場産業振興課内）

電話：962-0238 FAX：962-2078

Email:sangyo@town.shingu.fukuoka.jp